

「ふるさと納税(寄附金)」対象

# 大阪市市民活動推進基金

寄附を通して  
「市民活動」を  
応援しませんか。

一人ひとりの志を集めて市民活動を支える基金です。  
活動に参加できなくても市民活動を支援することができます！！  
寄附を通して「市民活動」を応援しませんか？  
みなさまのご協力をよろしくお願いいたします。

市民活動は、市民の自発性・自主性と多様な価値観に基づき、市民ニーズに応じた臨機応変な活動や先駆的・開拓的な活動ができるなどの特性をもち、「公共活動のもう一つの担い手」として、行政や企業とも連携しつつ、これからの市民社会を支える主体となっています。

本市では市民活動が活発に展開される環境づくりの一環として、ボランティア・NPOなどの市民活動を支援するため大阪市市民活動推進基金を設置し、行政だけでなく、市民、市民活動団体、企業がともに市民活動を育てていくものとして、基金に積みたてられた市民、企業らからの寄附金を活用し、市民活動団体が行う公益的な事業に対して助成します。(…タイプ1:「市民活動団体支援型事業」)

また、区を想う区民の気持ちを活かすため、区役所が市民活動団体等と協働で行うまちづくり事業の財源に充てる「区役所市民協働型事業」をご指定できるようになりました。(…タイプ2:「区役所市民協働型事業」)

## 基金の特色

“タイプ1”は支援したい市民活動の「活動分野」「活動団体」「活動地域」を、“タイプ2”は「事業実施区役所」「事業分野」を希望することができます。

基金へ寄附をすると「ふるさと納税(寄附金)」控除による住民税・所得税や法人税について税制上の優遇措置が受けられます。

(住民税等の減額を受けるためには確定申告が必要です。市民団体等に直接寄附をしても、寄附金控除の対象にはなりません。 認定NPO法人を除く)

希望できる団体は、大阪市内  
あらかじめ登録された市民活動団  
体です。(…タイプ1)

寄附をしていただいた方のご  
希望の活用先については尊重させ  
ていただきますが、基金運営委員  
会による助成金交付の審査を行  
いますので、必ずしも希望どおり  
に助成できるものではありません  
ので、ご了承ください。(…タイプ1)

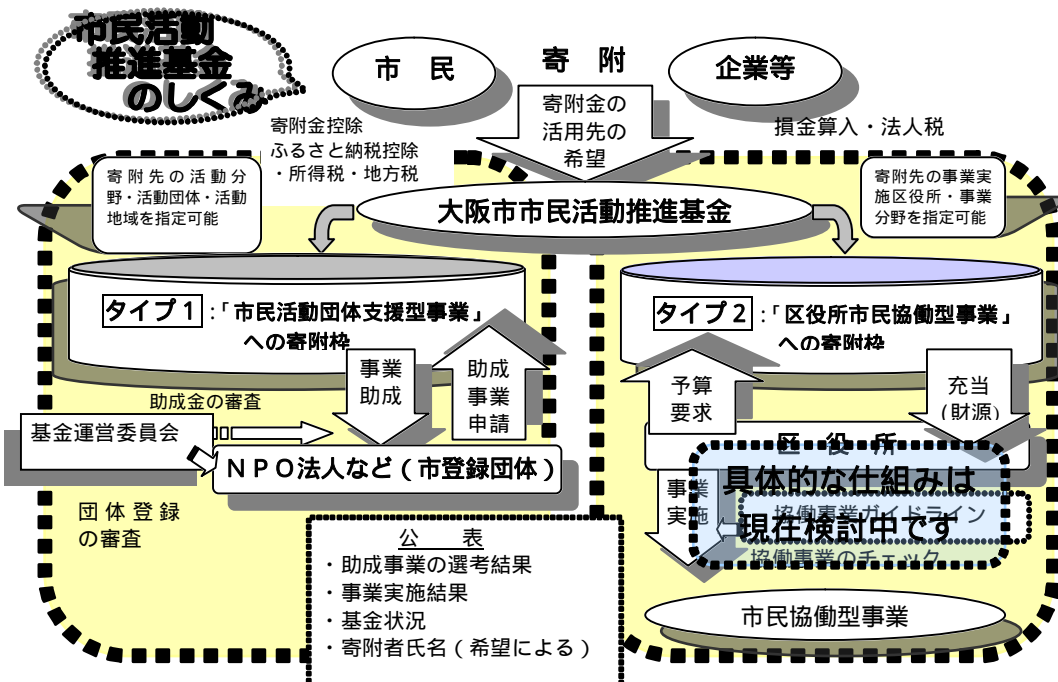
寄附をした方が、その寄附に  
よって、特別の利益を受けること  
が税法上認められた場合は、税制  
上の優遇措置を受けることはでき  
ませんので、ご注意ください。

《寄附をしていただくと》

寄附金額をホームページ  
に掲載させていただきます。

ご希望に応じて寄附して  
いただいた方のお名前や企  
業名・団体名をご紹介します。

寄附をしていただいた方  
には「受領書」とお礼状を  
送らせていただきます。  
(10万円以上の寄附をい  
ただいた方に市長感謝状  
を、また、個人の方で100  
万円以上のご寄附をいた  
だいた方に記念品を贈呈し  
ています)



# 市民活動推進基金に 寄附したいと思ったら・・・

「市民局」もしくは「各区役所」  
にお申込みください

寄附申込書を手にするには・・・

## 1. 市役所・区役所等に寄附申込書を設置しています。

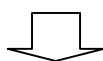
（「ふるさと納税（寄附金）申込書」でもお申込みが可能です。ただし、活用先ご希望が記入できませんので、詳しくは下記までご相談ください）

## 2. お電話でご請求ください。

寄附申込書・返信用封筒・登録団体リストを郵送します。

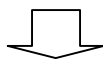
## 3. ホームページ(大阪市市民局)からダウンロード

いただけます。下記アドレスからダウンロードしてください。



市民局もしくは区役所へご持参または郵送・  
ファクシミリ・メール等でお送りください。

「納付書（お振込み用紙）」  
をお送りします。



納付書により、お近くの銀行または郵便局などの金融機関でお振込みください。（振込み手数料はかかりません。）

納付済み書が金融機関から市に送付された後、「受領書」を送付させていただきます。

### 団体の登録について（タイプ1：「市民活動団体支援型事業」）

登録団体は、寄附の希望先や寄附金を活用した助成金の交付対象となります。登録は随時受け付けていますが、「大阪市市民活動推進基金運営委員会」の審査を経て登録されます。登録申請が可能な団体は、大阪市内に事務所を有し、活動の拠点を大阪市内としている特定非営利活動法人（NPO法人）またはボランティアグループ等の任意の非営利活動団体（民法上の公益法人、社会福祉法人等の特別法による法人、営利企業等は除く）で、活動実績が1年以上あることなど一定の条件を満たした団体です。詳しくは下記ホームページをご覧ください。

みなさまのご協力をよろしくお願いいたします

大阪市市民活動推進基金への寄附のお申込み・お問合せ先(代表)

〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20

大阪市市民局 市民活動担当 TEL 06-6208-7306

FAX 06-6202-7074

E-MAIL [ca0028@city.osaka.lg.jp](mailto:ca0028@city.osaka.lg.jp)

HP: <http://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/000006317.html>

### 「ふるさと納税（寄附金）」控除など 税制上の優遇措置について

（個人の場合）

「ふるさと納税（寄附金）」控除とは、直接、個人住民税額から控除する「税額控除方式」です。5千円を超える部分の寄附金額が個人住民税及び所得税から控除対象となります。（ただし一定の制限があります。）

【個人住民税の税額控除額の計算方法】

と の合計額を税額控除

（控除対象限度額は総所得金額等の30%になります）

（地方公共団体に対する寄附金 - 5千円）× 10%

（地方公共団体に対する寄附金 - 5千円）×

（90% - 0~40%）

寄附者に適用される所得税の限界税率 ↑

（の額については、個人住民税所得割の額の1割を限度）

### 寄附金控除等の手続き

寄附金控除を受けるためには、寄附をした年の翌年に、確定申告が必要です。

**確定申告等の税の申告をする際、大阪市が発行する「受領書」を添付してください。**

（住民税の寄附金控除のみを受ける場合は住民税の申告が必要です）

寄附金税制（ふるさと納税）について詳しくは

大阪市財政局ホームページをご覧ください

<http://www.city.osaka.lg.jp/zaisei/>

お問合せ先

お住まいの区を担当する市税事務所（個人市民税担当）

相続税について

寄附金は全額非課税になります。

（法人の場合）

法人の有する通常の損金算入限度額にかかわらず、全額損金算入できます。

所得税・相続税や法人税など国税に対するお問い合わせは、管轄する税務署等にお問合せください。